○看護職員等養成修学資金貸付条例施行規則

平成27年７月１日葛巻町規則第15号

（趣旨）

第１条　この規則は、看護職員等養成修学資金貸付条例（平成27年条例第11号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第２条　条例第１条に規定する指定施設とは、町内に開設されている次の各号に掲げる施設をいう。

(1)　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所

(2)　児童福祉法（昭和22年法律164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設

(3)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の４に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の５に規定する特別養護老人ホーム

(4)　介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第27項に規定する介護老人保健施設

(5)　介護保険法第41条第１項本文の指定に係る同法第８条第１項に規定する居宅サービス事業を行う事業所

(6)　介護保険法第42条第の２第１項本文の指定に係る同法第８条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所

(7)　介護保険法第53条第１項本文の指定に係る同法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所

(8)　前各号に掲げるもののほか、町長が条例第１条に定める看護師等の技術職員（以下「看護職員等」という。）を置く必要があると認めた施設

（貸付けの申請）

第３条　条例第２条の規定により看護職員等養成修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、看護職員等養成修学資金貸付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　誓約書（様式第２号）

(2)　戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書

(3)　履歴書（写真を貼ったもの）

(4)　健康診断書

(5)　在学証明書及び学業成績証明書

(6)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（貸付けの決定）

第４条　町長は、前条の看護職員等養成修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査及び面接試問を行い、修学資金を貸し付けることを適当と認めたときは修学生採用通知書（様式第３号）により、不適当と認めたときは修学資金貸付不承認通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

２　前項の面接試問は、町長がその必要がないと認めた場合は、省略することができる。

（保証人）

第５条　条例第４条第１項に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、独立して生計を営む成年で、うち１人は、県内に住所を有するものでなければならない

２　保証人のうち１人は、申請者の父、母、親権者又は後見人でなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

３　保証人が死亡したとき又は破産の宣告その他保証人として適当でない事由が生じたときは新たな保証人を選定するものとし、また新たに保証人選定した場合は、保証人変更届書（様式第５号）により、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（貸付金額）

第６条　条例第５条の規定より町長が定める額は、学校等に納付する学費及び入学金等の範囲内において、申請者が希望する額のうち、町長が適当と認めた額とする。

２　毎月貸し付ける修学資金の額の単位は、１万円とする。

（貸付方法の特例）

第７条　修学資金の貸し付けを受けた者（以下「修学生」という。）が、入学時に、一時に多額の経費を必要とすると認められる場合、貸付けを決定された毎月の修学資金の一部をあらかじめあわせて一時に貸付けすることができる。ただし、一時に貸付けする修学資金の総額は、３月分を超えないものとする。

２　前項の規定により、一時に貸付けを受けた修学生に対して毎月貸付けする修学資金の額は、貸付けを決定された修学資金の月額から、あらかじめ貸付けを受けた当該月分の修学資金の額を控除した残額とする。

３　第１項に規定する場合を除くほか、条例第６条ただし書の規定により特別の理由があると認められる修学生に対しては、あらかじめ３月分を限度に修学資金をあわせて貸付けすることができる。

（借用証書）

第８条　修学生は修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第７条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、在学した学校等ごとに、すでに貸付けを受けた修学資金の総額に対する看護職員等養成修学資金借用証書（様

式第 6 号）を町長に提出しなければならない。ただし、修学生が第10条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

（償還方法）

第 9 条　修学資金の償還方法は、償還債務の均等割額を月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で償還するものとする。

2　修学資金の償還は、前項の規定にかかわらず、一括払い又は繰上償還することができる。

（現況報告書等）

第10条　修学生は、当該債務の償還が終了するまでの間、毎年 3 月31日現在の状況を現況報告書（様式第 7 号）により、 4 月末日までに町長に提出しなければならない。

（償還の免除等）

第11条　条例第10条の規定による償還債務の免除又は条例第11条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者（以下「免除等申請者」という。）は、当該理由の生じた日から20日以内に、修学資金償還免除（猶予）申請書（様式第 8 号）（以下「免除等申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）　条例第10条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 2 号又は条例第11条第 1 号に該当する者であるときは、在職証明書（条例第10条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 2 号に該当する者に係る在職証明書は、在職期間が明記されているものであること。）

(2)　条例第10条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号に該当する者であるときは、死亡診断書又は心身の故障の程度を証する診断書

(3) 条例第11条第第 2 号又は第 3 号に該当する者であるときは、在学証明書

(4)　条例第11条第 4 号に該当する者であるときは、診断書又は理由書

2　前項の場合において、現に国民健康保険葛巻病院等の町の施設（以下「町の施設」という。）に在職している者にあっては、所属長を経由して免除等申請書を町長に提出するものとする。

（償還の免除等の決定等）

第12条　町長は、前条の免除等申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の債務を免除し、又は償還の債務の履行を猶予することを適当と認めたときは、修学資金償還免除（猶予）決定通知書（様式第 9 号）により、償還の債務を免除し、又は償還の債務の履行を猶予することを不適当と認めたときは、修学資金償還免除（猶予）不承認通知書（様式第10号）により、当該免除等申請者に通知するものとする。

2　前項の場合において、現に町の施設に在職している免除等申請者に通知する場合にあっては、所属長を経由して当該申請者に通知するものとする。

（学業成績証明書等）

第13条　修学生は、修学資金の貸付けを受けた翌年度から貸付けが完了するまでの間、在学証明書及び前学年度末における学業成績証明書を、毎年 4 月末日までに町長に提出しなければならない。

（届出）

第14条　修学生は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、修学資金貸付辞退書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の修学資金貸付辞退書を受理したときは、修学資金貸付辞退受理通知書（様式第12号）により、当該申請者に通知するものとする。

3　修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金貸付事由等変更届出書（様式第13号）に、その事実を証する書類等を添えて直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

（1）　氏名又は住所を変更したとき。

（2）　退学したとき。

（3）　修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

（4）　休学し、又は停学の処分を受けたとき。

（5）　復学したとき。

（6）　保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

（7）　卒業したとき。

（8）　条例第2条各号に掲げる看護職員等の免許を取得したとき。

（9）　看護職員等の業務に従事したとき。

(10)　看護職員等の業務に従事しなくなったとき。

(11)　勤務先を変更したとき。

(12)　前各号に掲げるもののほか、町長が、届け出が必要であると認める事由が生じたとき。

3　保証人は、修学生が病気その他やむを得ない理由により前 2 項の届け出ができないときは、修学生に代わりこれを届け出なければならない。

（補則）

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、平成27年 7 月 1 日から施行する。